



平成25年3月13日

各 位

会 社 名 株式会社きんえい  
代 表 者 取締役社長 丸山 隆司  
(コード番号 9636 大証二部)  
問 合 せ 先 総務部長 森永 英昌  
(TEL 06-6632-4551)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年3月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年4月26日開催予定の第116期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社事業分野の拡充を図るため、事業目的に「宅地建物取引業」及び「不動産鑑定業」を追加することとし、第2条(目的)に所要の変更を加えるものであります。
- (2) 第116期定時株主総会に付議される「株式併合の件」の承認可決と効力発生を条件として、発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適性化を図るため、当社の発行可能株式総数を8,000万株から800万株に変更するものであります。(変更案第6条)
- (3) 全国証券取引所が推進している「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、第116期定時株主総会に付議される「株式併合の件」の承認可決と効力発生を条件として、単元株式数を2,000株から100株に変更するものであります。(変更案第7条)
- (4) 単元未満株式を有する株主様の株式売買の利便性を高めることを目的に、単元未満株式の買増制度を導入するため、第116期定時株主総会に付議される「株式併合の件」の承認可決と効力発生を条件として、第9条(単元未満株式の買増し)を新設するとともに、第8条(単元未満株式についての権利)に第4項を新設するものであります。
- (5) 上記変更に伴う条数の繰り下げを行うほか、株式併合の効力発生を条件とする変更については、平成25年6月1日をもってその効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年4月26日（金）

定款変更の効力発生日 平成25年4月26日（金）

（ただし、第116期定時株主総会の第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件とする変更については、平成25年6月1日（土）となります。）

4. その他

別途「株式併合及び単元株式数の変更に関するお知らせ」を平成25年3月8日に開示しております。

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 映画、演劇その他の各種興行</p> <p>(2) 映像製品、音響製品の販売</p> <p>(3) 食堂及び喫茶店の経営並びに酒類及びタバコの販売</p> <p>(4) 娯楽場、プレイガイド及び駐車場の経営</p> <p>(5) 不動産の売買、貸借及び管理並びに<u>コンサルティング</u></p> <p>(6) 前各号の目的達成に関連のある一切の業務</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>8,000</u>万株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>2,000</u>株とする。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条</p> <p>(1) ～(3) (条文省略)</p> <p>(第4号 新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 映画、演劇その他の各種興行</p> <p>(2) 映像製品、音響製品の販売</p> <p>(3) 食堂及び喫茶店の経営並びに酒類及びタバコの販売</p> <p>(4) 娯楽場、プレイガイド及び駐車場の経営</p> <p>(5) 不動産の売買、貸借、<u>仲介、斡旋、鑑定評価及び維持管理</u></p> <p>(6) 前各号の目的達成に関連のある一切の業務</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>800</u>万株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条</p> <p>(1) ～(3) (現行どおり)</p> <p><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p>第9条 <u>当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>

<p>第<u>9</u>条～第<u>37</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第<u>10</u>条～第<u>38</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第6条及び第7条の変更、第8条第4号及び第9条の新設並びにそれに伴う条数の繰り下げは、当社第116期定時株主総会において、株式併合議案が承認可決されることを条件として平成25年6月1日に効力を発生するものとする。なお、本附則は、平成25年6月1日の経過後、これを削るものとする。</u></p>
--------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------